



お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2026合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2026総合講義（入門総合講義テキスト）			
民法	2	会社法	7
不動産登記法 上巻	4	商業登記法	7
不動産登記法 下巻	6	供託法・司法書士法	9
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 9			
2026演習総合講義（演習総合講義テキスト）			
民法	10	会社法	13
不動産登記法 上巻	11	商業登記法	14
不動産登記法 下巻	12	供託法・司法書士法	15
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 16			
2026速習総合講義（速習総合講義テキスト）			
民法	17	会社法	20
不動産登記法 上巻	18	商業登記法	21
不動産登記法 下巻	19	供託法・司法書士法	22
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 23			
肢別過去問集 平成元年～令和5年			
民法 vol.1	24	不動産登記法 vol.2	27
民法 vol.2	25	会社法	28
不動産登記法 vol.1	26	商業登記法	29
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法 29			
刑法 29			
短答過去問集			
令和7年度	30		
2026書式ひな形集			
不動産登記法	30	商業登記法	30
2026記述問題はじめての一步			
記述問題はじめての一步	31		
2026記述解法マスター			
不動産登記法	31	商業登記法	31
2026記述・択一パーフェクト12			
第2回	32	第7回	33
第3回	32	第8回	33
第6回	32	第9回	34
第10回 34			
2026実力確認答練			
第1回	35		

## 民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	上から3行目	一部の行為（単に <b>利益</b> を得、又は	一部の行為（単に <b>権利</b> を得、又は	24/9/11
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>10年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>5年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
44	「(カ) 損害賠償」の2行目	少なくとも善意・ <b>無重過失</b> の相手方は、	少なくとも善意・ <b>無過失</b> の相手方は、	25/4/17
65	表「代理と詐欺」の行「②」の列「処理」	相手方は取り消すことができる (101 II：大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	相手方は取り消すことができる (96 I：大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	26/3/18
74	「(2) 要件」の③のcf.	cf. 催告をした上で、 <b>表権代理</b> の主張をすることもできる	cf. 催告をした上で、 <b>表見代理</b> の主張をすることもできる	24/5/22
85	側注3行目	☑ 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三 <b>債務者</b> はできるが（大判昭 15.11.26）、物上保証人は不可（396）	☑ 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三 <b>取得者</b> はできるが（大判昭 15.11.26）、物上保証人は不可（396）	24/5/22
86	「(1) 遡及効がある(144)」の2行目	→取得時効： <b>事項</b> の基礎たる事実の開始時（最判昭 35.7.27）	→取得時効： <b>時効</b> の基礎たる事実の開始時（最判昭 35.7.27）	24/7/31
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	（「取得」（162）・「消滅」（ <b>167</b> ）の文言）	（「取得」（162）・「消滅」（ <b>166</b> ）の文言）	25/9/10
100	下から4行目	権利を行使することができることを知った時（166 I ②）	権利を行使することができることを知った時（166 I ①）	24/5/22
100	下から1行目	知った時（ <b>債権者</b> が誰であるかを知ったことをも含む）	知った時（ <b>債務者</b> が誰であるかを知ったことをも含む）	24/5/22
112	下から1～2行目	→ <b>B</b> を相手方とする ※ <b>C</b> は賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→ <b>B及びC</b> を相手方とする	25/12/10
165	「2. 共有者の権利」(1)の4行目	cf. 共有物全体を処分することはできない（251）	cf. 共有物全体を処分することはできない（251 I）	24/5/22
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	<b>所在者</b> 不明土地管理人が選任された場合、 <b>所在者</b> 不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、 <b>所在者</b> 不明土地管理人に専属する	<b>所有者</b> 不明土地管理人が選任された場合、 <b>所有者</b> 不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、 <b>所有者</b> 不明土地管理人に専属する	25/6/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
174	側注1行目	☑ 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	☑ 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
189	表のタイトル	法定担保物権と約定担保物件の比較	法定担保物権と約定担保物権の比較	25/5/21
235	上から3つ目の側注の下から2行目	る（大決昭7.8.9、	る（大決昭7.8.29、	25/2/26
254	下から5行目	保証人に当該根抵当権が一部移転し	保証人に当該根抵当権が一部移転し	24/11/6
295	上から5つ目の側注10行目	えに借入れ今が責任	えに借入金が責任	24/10/16
354	上から2つ目の側注	☑ 連帯保証人の1人が債権者に対して反対債権を有している場合（相殺権を援用していない場合に限る）には、他の連帯保証人も、その反対債権の限度で、履行を拒むことができる（439 II）	<削除>	25/2/26
390	上から7行目	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の不存在・不適合を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の不存在・不適合を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の不存在を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	25/4/17
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアのウ)	ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウのイ)	イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の途中で終了したとき	25/8/13
431	「2. 法的性質」の本文3～4行目	適用がない（677の2）	適用がない（667の2）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	<削除>	25/11/12
482 483	下から2行目	∴ 父の死後、強制認知により準正が生じても、認知の時から準正の効果が生ずると、その子は非嫡出子としての相続分を受けただけで、認知が父母の死亡の前か後かにより相続分に違いが生ずることになってしまう	<削除>	25/3/19
484	「2. 養子」の(1)のイのウの1～2行目	i 配偶者のある者が <b>成年者を養子とする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	i 配偶者のある者が <b>縁組をする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	25/8/13

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	(ア)の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3③) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3④) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3④) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑤) ⑫権利消滅の定め(規3⑥) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑦) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑧) ⑮買戻特約の登記(規3⑨)	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3④) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3⑤) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3⑤) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑥) ⑫権利消滅の定め(規3⑦) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑧) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑨) ⑮買戻特約の登記(規3⑩)	26/3/18
80	小見出し「キ」	(キ) 遺産分割による贈与	(カ) 遺産分割による贈与	24/11/6
80	小見出し「ク」の見出し及び本文すべて	(ク) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/10
81	小見出し「ケ」	(ケ) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
89	最終行	(規3⑤参照)	(規3⑥参照)	26/3/18
115	上から6行目	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
136	「3. 申請人」の本文1～2行目	旧代表者を登記義務者とする <b>同申請</b> による(60)	旧代表者を登記義務者とする <b>共同申請</b> による(60)	24/11/6

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
174	下から7～6行目	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
178	最終行	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
179	「5. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
197	最終行	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
200	最終行	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
209	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
211	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
216	「3. 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
219	「3. 登記の実行」の1行目	(規3⑦)	(規3⑧)	26/3/18
151	「(1) 意義」の1つ目の「ex.」の2行目	その後、Bは不動産を取得し	その後、Aは不動産を取得し	24/11/6
242	「2. 転抵当」の(1)②の3行目	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)③の3行目	→登記の目的＝「1番抵当権の一部(金1億円のうち5,000万円分)転抵当」	→登記の目的＝「1番抵当権の一部(金1億円のうち金5,000万円分)転抵当」	25/12/10
244	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④)	、規3⑤)	26/3/18
245	最終行	、規3④)	、規3⑤)	26/3/18
247	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④)	、規3⑤)	26/3/18
284	「先例 平8.4.23民三814号」の本文1行目	抵当証券が発行されている共同担保物権の一部について	抵当証券が発行されている共同担保物件の一部について	25/5/21
295	「(5) 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
305	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
310	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
312	「(5) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
315	「4. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
334	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
344	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
362	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																														
18	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
23	「3. 付記登記による実行」の3行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
45	「(3) 申請人」の本文1行目	登記権利者、 <b>仮</b> 登記名義人を登記義務者とする共同申請	登記権利者、 <b>所有権</b> 登記名義人を登記義務者とする共同申請	25/5/21																														
67	「3. 登記の実行」の5行目	(規3③)	(規3④)	26/3/18																														
73	「3. 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
77	「(3) 登記の実行」の4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
80	「第2. 先取特権移転」の1.(2)の:	∴ 債権者保護のための法定担保 <b>物件</b> =	∴ 債権者保護のための法定担保 <b>物権</b> =	25/5/21																														
81	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
82	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約</td> </tr> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </table> <p>※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約																											
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																											
100	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
102	上から6行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
103	「(3) 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
116	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
123	上から11行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
135	上から3～4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
140	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
188	「先例 判決による登記の可否」の③4行目	∴ 判決による登記であっても、 <b>是正</b> 前後に同一性が	∴ 判決による登記であっても、 <b>更正</b> 前後に同一性が	25/2/26																														
192	上から3行目	判決がなされた場合、支払を <b>受けた</b> 後、	判決がなされた場合、支払を <b>行った</b> 後、	26/3/18																														

頁	訂正箇所	誤	正	更新日										
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入 ◆登録免許税 土地金 48,000 円 建物金 29,600 円 合計金 77,600 円	土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入 48,090 円+ 29,600 円= 77,690 円 合計金 77,600 円	25/9/10										
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付	25/12/10
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+審査請求人に通知												
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付												
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+審査請求人に通知												
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付												

### 会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ： (オ) 払込み	(オ) 種類株主総会 ： (カ) 払込み	25/6/18
291	「1. 場屋営業者」の本文3～6行目	損害賠償責任を免れることができない(594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を申告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(595)	損害賠償責任を免れることができない(596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を申告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(597)	25/11/12

### 商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 X I)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 XI)	25/7/9
140	「3. 効力の発生」の本文3～4行目	株式会社は、権利行使期間の初日の2週間前までに、	株式会社は、効力発生日後遅滞なく、	25/7/9

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">取締役非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会 設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取締役非設置会社					取締役会 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">取締役会非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会 設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取締役会非設置会社					取締役会 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合						25/9/10						
取締役非設置会社					取締役会 設置会社																																			
各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																																					
取締役会非設置会社					取締役会 設置会社																																			
各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																																					
486 ～ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商号使用者</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。</td> </tr> <tr> <td>未成年者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)</td> <td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>支配人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)</td> </tr> <tr> <td>会社の代表者(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	印鑑提出者	商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。	未成年者		後見人(法人である場合を除く。)		支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	支配人		後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	会社の代表者(法人である場合を除く。)		会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 商号使用者</td> <td>(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。</td> </tr> <tr> <td>(2) 未成年者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 後見人(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)</td> <td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>(5) 支配人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td> <td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)</td> </tr> <tr> <td>(7) 会社の代表者(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)</td> <td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。	(2) 未成年者		(3) 後見人(法人である場合を除く。)		(4) 支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	(5) 支配人		(6) 後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	(7) 会社の代表者(法人である場合を除く。)		(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。	25/7/9
印鑑提出者	印鑑提出者																																							
商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。																																							
未成年者																																								
後見人(法人である場合を除く。)																																								
支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)																																							
支配人																																								
後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)																																							
会社の代表者(法人である場合を除く。)																																								
会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。																																							
印鑑提出者	印鑑提出者																																							
(1) 商号使用者	(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。																																							
(2) 未成年者																																								
(3) 後見人(法人である場合を除く。)																																								
(4) 支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)																																							
(5) 支配人																																								
(6) 後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)																																							
(7) 会社の代表者(法人である場合を除く。)																																								
(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。																																							

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日												
107	表	<table border="1"> <tr> <td>職権証拠調べ (207)</td> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td>補充制</td> <td>ない</td> <td>ない</td> </tr> </table>	職権証拠調べ (207)	できる	できない	補充制	ない	ない	<table border="1"> <tr> <td>職権証拠調べ (207)</td> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td>補充性</td> <td>ない</td> <td>ない</td> </tr> </table>	職権証拠調べ (207)	できる	できない	補充性	ない	ない	25/11/12
職権証拠調べ (207)	できる	できない														
補充制	ない	ない														
職権証拠調べ (207)	できる	できない														
補充性	ない	ない														
182	「第2. 種類」の本文3行目	特別抗告：特に迅速に確定する必要から、	即時抗告：特に迅速に確定する必要から、	26/3/18												

## 民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>10年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>5年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
65	表「代理と詐欺」の行「②」の列「処理」	相手方は取り消すことができる (101 II : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	相手方は取り消すことができる (96 I : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	26/3/18
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/9/10
112	下から1～2行目	→Bを相手方とする ※ Cは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→B及びCを相手方とする	25/12/10
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注1行目	☑ 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	☑ 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアの(ウ)	(ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウの(イ)	(イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の途中で終了したとき	25/8/13
431	「2. 法的性質」の本文3～4行目	適用がない(677の2)	適用がない(667の2)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	<削除>	25/11/12
484	「2. 養子」の(1)のイのウの1～2行目	i 配偶者のある者が <b>成年者を養子とする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	i 配偶者のある者が <b>縁組をする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	25/8/13

### 不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	(ア)の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3③) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3④) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3④) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑤) ⑫権利消滅の定め(規3⑥) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑦) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑧) ⑮買戻特約の登記(規3⑨)	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3④) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3⑤) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3⑤) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑥) ⑫権利消滅の定め(規3⑦) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑧) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑨) ⑮買戻特約の登記(規3⑩)	26/3/18
80	小見出し「(キ)」の見出し及び本文すべて	(キ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/18
81	小見出し「(ク)」	(ク) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
89	最終行	(規3⑤参照)	(規3⑥参照)	26/3/18
115	上から6行目	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
174	下から7～6行目	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
178	最終行	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
179	「5. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
197	最終行	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
200	最終行	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
209	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
211	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
216	「3. 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
219	「3. 登記の実行」の1行目	(規3⑦)	(規3⑧)	26/3/18
242	「2. 転抵当」の(1)②の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)③の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部(金1億円のうち5,000万円分)転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部(金1億円のうち金5,000万円分)転抵当」	25/12/10
244	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
245	最終行	、規3④	、規3⑤	26/3/18
247	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
295	「(5) 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
305	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
310	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
312	「(5) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
315	「4. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
334	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
344	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
362	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18

### 不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
18	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
23	「3. 付記登記による実行」の3行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
67	「3. 登記の実行」の5行目	(規3③)	(規3④)	26/3/18
73	「3. 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
77	「(3) 登記の実行」の4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
81	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
82	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																														
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>認容特約 ※</td> </tr> </table> <p>※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </table> <p>※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※																											
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																											
100	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
102	上から6行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
103	「(3) 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
116	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
123	上から11行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
135	上から3～4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
140	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
192	上から3行目	判決がなされた場合、支払を受けた後、	判決がなされた場合、支払を行った後、	26/3/18																														
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p>◆登録免許税</p> <table border="1"> <tr> <td>土</td> <td>地</td> <td>金</td> <td>48,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>建</td> <td>物</td> <td>金</td> <td>29,600</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>金</td> <td>77,600</td> <td>円</td> </tr> </table>	土	地	金	48,000	円	建	物	金	29,600	円	合	計	金	77,600	円	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p>48,090円 + 29,600円 = 77,690円</p> <table border="1"> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>金</td> <td>77,600</td> <td>円</td> </tr> </table>	合	計	金	77,600	円	25/9/10										
土	地	金	48,000	円																														
建	物	金	29,600	円																														
合	計	金	77,600	円																														
合	計	金	77,600	円																														
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	25/12/10																				
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知																																
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																																
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知																																
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																																

## 会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(㊦) 種類株主総会 : (㊦) 払込み	(㊦) 種類株主総会 : (㊦) 払込み	25/6/18
291	「1. 場屋営業者」の本文3～6行目	損害賠償責任を免れることができない(594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(595)	損害賠償責任を免れることができない(596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(597)	25/11/12

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																				
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会 33 X I)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会 33 XI)	25/7/9																				
140	「3. 効力の発生」の本文3～4行目	株式会社は、 <b>権利行使期間の初日の2週間前までに、</b>	株式会社は、 <b>効力発生日後遅滞なく、</b>	25/7/9																				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="4">取締役<b>非</b>設置会社</td> <td rowspan="2">取締役会 設置会社</td> </tr> <tr> <td>各自代表</td> <td>定款で代表を定めた場合</td> <td>株主総会で代表を定めた場合</td> <td>互選にて代表を定めた場合</td> </tr> </table>		取締役 <b>非</b> 設置会社				取締役会 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="4">取締役<b>会</b>設置会社</td> <td rowspan="2">取締役会 設置会社</td> </tr> <tr> <td>各自代表</td> <td>定款で代表を定めた場合</td> <td>株主総会で代表を定めた場合</td> <td>互選にて代表を定めた場合</td> </tr> </table>		取締役 <b>会</b> 設置会社				取締役会 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	25/9/10
	取締役 <b>非</b> 設置会社				取締役会 設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				
	取締役 <b>会</b> 設置会社				取締役会 設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																																						
486 ～ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商号使用者</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td> </tr> <tr> <td>未成年者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人（法人である場合を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td> <td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>支配人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td> </tr> <tr> <td>会社の代表者（法人である場合を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	印鑑提出者	商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	未成年者		後見人（法人である場合を除く。）		支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	支配人		後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	会社の代表者（法人である場合を除く。）		会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>印鑑提出者</th> <th></th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>商号使用者</td> <td>(9)</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>未成年者</td> <td>(10)</td> <td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>後見人（法人である場合を除く。）</td> <td>(11)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td> <td>(12)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>支配人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>会社の代表者（法人である場合を除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		印鑑提出者		印鑑提出者	(1)	商号使用者	(9)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(2)	未成年者	(10)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(3)	後見人（法人である場合を除く。）	(11)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(4)	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(12)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	(5)	支配人			(6)	後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）			(7)	会社の代表者（法人である場合を除く。）			(8)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）			25/7/9
印鑑提出者	印鑑提出者																																																									
商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																																									
未成年者																																																										
後見人（法人である場合を除く。）																																																										
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																																									
支配人																																																										
後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																																									
会社の代表者（法人である場合を除く。）																																																										
会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																																									
	印鑑提出者		印鑑提出者																																																							
(1)	商号使用者	(9)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																																							
(2)	未成年者	(10)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																																							
(3)	後見人（法人である場合を除く。）	(11)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																																							
(4)	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(12)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																																							
(5)	支配人																																																									
(6)	後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）																																																									
(7)	会社の代表者（法人である場合を除く。）																																																									
(8)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																																									

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
107	表	職権証拠調べ（207）	できる	できない	職権証拠調べ（207）	できる	できない	25/11/12
		補充制	ない	ない	補充性	ない	ない	
182	「第2. 種類」の本文3行目	特別抗告：特に迅速に確定する必要から、			即時抗告：特に迅速に確定する必要から、			26/3/18

## 民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>10年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから <b>5年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
65	表「代理と詐欺」の行「②」の列「処理」	相手方は取り消すことができる (101 II : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	相手方は取り消すことができる (96 I : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	26/3/18
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/9/10
112	下から1～2行目	→Bを相手方とする ※ Cは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→B及びCを相手方とする	25/12/10
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注1行目	☑ 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	☑ 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアの(ウ)	(ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウの(イ)	(イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の途中で終了したとき	25/8/13
431	「2. 法的性質」の本文3～4行目	適用がない(677の2)	適用がない(667の2)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	<削除>	25/11/12
484	「2. 養子」の(1)のイのウの1～2行目	i 配偶者のある者が <b>成年者を養子とする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	i 配偶者のある者が <b>縁組をする</b> には、原則として配偶者の同意が必要(796)	25/8/13

### 不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	(ア)の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3③) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3④) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3④) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑤) ⑫権利消滅の定め(規3⑥) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑦) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑧) ⑮買戻特約の登記(規3⑨)	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記(規3④) ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(規3⑤) ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記(規3⑤) ⑪所有権以外の権利の移転の登記(規3⑥) ⑫権利消滅の定め(規3⑦) ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記(規3⑧) ⑭抵当証券の作成・交付の登記(規3⑨) ⑮買戻特約の登記(規3⑩)	26/3/18
80	小見出し「(キ)」の見出し及び本文すべて	(キ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/18
81	小見出し「(ク)」	(ク) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
89	最終行	(規3⑤参照)	(規3⑥参照)	26/3/18
115	上から6行目	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
174	下から7～6行目	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
178	最終行	(規3⑨)	(規3⑩)	26/3/18
179	「5. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
197	最終行	(規3⑥)	(規3⑦)	26/3/18
200	最終行	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
209	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
211	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
216	「3. 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
219	「3. 登記の実行」の1行目	(規3⑦)	(規3⑧)	26/3/18
242	「2. 転抵当」の(1)②の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)③の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部(金1億円のうち5,000万円分)転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部(金1億円のうち金5,000万円分)転抵当」	25/12/10
244	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
245	最終行	、規3④	、規3⑤	26/3/18
247	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
295	「(5) 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
305	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
310	「(4) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
312	「(5) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
315	「4. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
334	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
344	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
362	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
18	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
23	「3. 付記登記による実行」の3行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
67	「3. 登記の実行」の5行目	(規3③)	(規3④)	26/3/18
73	「3. 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
77	「(3) 登記の実行」の4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18
81	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
82	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																														
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>認容特約 ※</td> </tr> </table> <p>※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </table> <p>※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※																											
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																											
100	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
102	上から6行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
103	「(3) 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
116	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
123	上から11行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
135	上から3～4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18																														
140	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18																														
192	上から3行目	判決がなされた場合、支払を受けた後、	判決がなされた場合、支払を行った後、	26/3/18																														
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p>◆登録免許税</p> <table border="1"> <tr> <td>土</td> <td>地</td> <td>金</td> <td>48,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>建</td> <td>物</td> <td>金</td> <td>29,600</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>金</td> <td>77,600</td> <td>円</td> </tr> </table>	土	地	金	48,000	円	建	物	金	29,600	円	合	計	金	77,600	円	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p>48,090円 + 29,600円 = 77,690円</p> <table border="1"> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>金</td> <td>77,600</td> <td>円</td> </tr> </table>	合	計	金	77,600	円	25/9/10										
土	地	金	48,000	円																														
建	物	金	29,600	円																														
合	計	金	77,600	円																														
合	計	金	77,600	円																														
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td>理由あり：相当の処分</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付	25/12/10																				
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知																																
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																																
登記官 供託官	理由あり：相当の処分	+ 審査請求人に通知																																
	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																																

## 会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(㊦) 種類株主総会 : (㊦) 払込み	(㊦) 種類株主総会 : (㊦) 払込み	25/9/17
291	「1. 場屋営業者」の本文3～6行目	損害賠償責任を免れることができない(594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(595)	損害賠償責任を免れることができない(596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(597)	25/11/12

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																				
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会 33 X I)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会 33 XI)	25/9/17																				
140	「3. 効力の発生」の本文3～4行目	株式会社は、 <b>権利行使期間の初日の2週間前までに、</b>	株式会社は、 <b>効力発生日後遅滞なく、</b>	25/9/17																				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="4">取締役<b>非</b>設置会社</td> <td rowspan="2">取締役<b>会</b>設置会社</td> </tr> <tr> <td>各自代表</td> <td>定款で代表を定めた場合</td> <td>株主総会で代表を定めた場合</td> <td>互選にて代表を定めた場合</td> </tr> </table>		取締役 <b>非</b> 設置会社				取締役 <b>会</b> 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="4">取締役<b>会</b>設置会社</td> <td rowspan="2">取締役<b>会</b>設置会社</td> </tr> <tr> <td>各自代表</td> <td>定款で代表を定めた場合</td> <td>株主総会で代表を定めた場合</td> <td>互選にて代表を定めた場合</td> </tr> </table>		取締役 <b>会</b> 設置会社				取締役 <b>会</b> 設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	25/9/17
	取締役 <b>非</b> 設置会社				取締役 <b>会</b> 設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				
	取締役 <b>会</b> 設置会社				取締役 <b>会</b> 設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																																						
486 ～ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商号使用者</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。</td> </tr> <tr> <td>未成年者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)</td> <td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>支配人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)</td> </tr> <tr> <td>会社の代表者(法人である場合を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	印鑑提出者	商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。	未成年者		後見人(法人である場合を除く。)		支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	支配人		後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	会社の代表者(法人である場合を除く。)		会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>印鑑提出者</th> <th></th> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>商号使用者</td> <td>(9)</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>未成年者</td> <td>(10)</td> <td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>後見人(法人である場合を除く。)</td> <td>(11)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)</td> <td>(12)</td> <td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>支配人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>会社の代表者(法人である場合を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		印鑑提出者		印鑑提出者	(1)	商号使用者	(9)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。	(2)	未成年者	(10)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	(3)	後見人(法人である場合を除く。)	(11)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	(4)	支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	(12)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。	(5)	支配人			(6)	後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)			(7)	会社の代表者(法人である場合を除く。)			(8)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)			25/9/17
印鑑提出者	印鑑提出者																																																									
商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。																																																									
未成年者																																																										
後見人(法人である場合を除く。)																																																										
支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)																																																									
支配人																																																										
後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)																																																									
会社の代表者(法人である場合を除く。)																																																										
会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。																																																									
	印鑑提出者		印鑑提出者																																																							
(1)	商号使用者	(9)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(8)に掲げる者を除く。																																																							
(2)	未成年者	(10)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)																																																							
(3)	後見人(法人である場合を除く。)	(11)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)																																																							
(4)	支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	(12)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(11)に掲げる者を除く。																																																							
(5)	支配人																																																									
(6)	後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																																									
(7)	会社の代表者(法人である場合を除く。)																																																									
(8)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の代表者に限る。)																																																									

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
107	表	職権証拠調べ（207）	できる	できない	職権証拠調べ（207）	できる	できない	25/11/12
		補充制	ない	ない	補充性	ない	ない	
182	「第2. 種類」の本文3行目	特別抗告：特に迅速に確定する必要から、			即時抗告：特に迅速に確定する必要から、			26/3/18

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
103	民法総則 問313 (H29-06-ア) の解説 6 行目	2025年12月 1 日に債務承認をした A は、	2025年12月 1 日に債務承認をした B は、	25/1/8
106	民法総則 問326 (H21-05-I) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は更新する。	24/6/26
106	民法総則 問327 (H21-05-オ, R05-17-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
108	民法総則 問336 (H21-05-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
141	物権法 問50 (R02-07-ア) の解説 3 行目	にすぎないものは登記の欠餓を主張	にすぎないものは登記の欠缺を主張	24/10/16
145	物権法 問64 (H10-14-I) の解説 2～3 行目	かかる登記を対抗要件として捉えているため登記をまだ得ていない A は C に対抗できないことになる。	かかる登記を対抗要件として捉えているため、登記をまだ得ていない C に対して A は自己の所有権を対抗することができる。	25/5/21
192	物権法 問216 (S58-12-4, H03-21-I) の問題及び解答解説	動産の売主に取消事由となり得る錯誤があった場合には、買主は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	25/5/21
241	物権法 問364 (H22-09-I, H27-10-I, R05-10-I) の解説末尾	賠償分割は認められる (258 I ②)。	賠償分割は認められる (258 II ②)。	24/5/22
285	物権法 問508 (R04-13-オ) の解説 6 行目	ればならない負担から留置権者を開放するために認められた手続	ればならない負担から留置権者を解放するために認められた手続	24/8/14
321	物権法 問621 (H30-14-I) の解説 4 行目	根拠となるすぎない。	根拠となるに過ぎない。	25/11/12
419	物権法 問893 (R02-15-I) の解説 4 行目	第三者意義の訴えにより、	第三者異議の訴えにより、	25/7/9
419	物権法 問897 (H26-15-I) の解説 6 行目	動産を換価処分し、文はこれを適正に評価	動産を換価処分し、又はこれを適正に評価	25/9/10

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	債権法 問148 (H27-17-ア) の解説 6 行目	は、公正証書を要する特則があることに注意 (456の6以下)。	は、公正証書を要する特則があることに注意 (465の6以下)。	25/7/9
80	債権法 問264 (H08-08-ア, H元-15-1, H23-16-3) の問題 3 行目	いない場合には、AはBに対して売買代金を請求することができる。	いない場合には、BはAの売買代金請求を拒むことができない。	24/7/31
103	債権法 問342 (R05-16-I) の解説 3～4 行目	特則であり、本肢のように履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うことにはならない。なお、	特則であり、本肢のように履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うことにはならない。なお、	24/10/16
105	債権法 問346 (H20-17-ウ) の解説	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる (591 II)。したがって、目的物の返還の時期の定めがある場合であっても、借主は、いつでもその返還請求をすることができる。	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる (591 II)。	24/11/6
108	債権法 問364 (R04-18-ア) の問題 2 行目	請求権については、貸主が返還を受けた時から	請求権については、使用貸借の貸主が返還を受けた時から	24/11/6
108	債権法 問365 (R04-18-I) の問題 1 行目	借主が目的物の通常必要費を支出したときは、	使用貸借の借主が目的物の通常必要費を支出したときは、	24/11/6
110	債権法 問366 (R04-18-ウ) の問題 1 行目	借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	使用貸借の借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	24/11/6
117	債権法 問389 (H28-18-I) の解説 2 行目	しなければ賃貸人に対抗できない旨定める。	しなければ賃借人に対抗できない旨定める。	24/5/22
217	家族法 問200 (H26-21-ア, S61-13-3) の解説 3 行目	(818 III 但書)。	(824の2 I ②)。	26/3/18
238	家族法 問278 (H11-05-5) の問題 1 行目	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	25/2/26
308	家族法 問521 (H29-23-オ) の問題	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権を行使することができない。	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地のCに対する遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権を行使することができない。なお、C及びDはAの相続人である。	25/3/19

不動産登記法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問17 (R04-12-ウ) 解説 1 行目	規 3 ⑤)。	規 3 ⑥)。	26/3/18
11	問20 (H25-12-I) 解説 1 ～ 2 行目	規 3 ④)。	規 3 ⑤)。	26/3/18
11	問22 (H02-24-キ) 解説 2 ～ 3 行目	規 3 ④)。	規 3 ⑤)。	26/3/18
13	問31 (H04-26-2) 解説 3 行目	規 3 ⑦)。	規 3 ⑧)。	26/3/18
15	問33 (H04-26-4) 解説 2 行目	規 3 ⑤)。	規 3 ⑥)。	26/3/18
15	問34 (R04-12-I) 解説 1 行目	規 3 ⑨)。	規 3 ⑩)。	26/3/18
17	問39 (H08-18) 解説16行目	規 3 ⑤)。	規 3 ⑥)。	26/3/18
21	問48 (R04-12-カ) 解説 2 行目	規 3 ③)。	規 3 ④)。	26/3/18
21	問49 (H31-22-I) 解説 2 行目	規 3 ③)。	規 3 ④)。	26/3/18
23	問54 (H21-23-I) 解説 2 行目	規 3 ③)。	規 3 ④)。	26/3/18
23	問55 (H21-23-カ) 解説 2 行目	規 3 ⑤)。	規 3 ⑥)。	26/3/18
23	問57 (H22-18-ウ、R04-12-フ) 解説 2 行目	規 3 ⑥)。	規 3 ⑦)。	26/3/18
25	問59 (H22-18-カ) 解説 2 行目	(不登令 3 ④)。	(不登規 3 ⑤)。	26/3/18
29	問70 (R03-13-カ) 解説 2 ～ 4 行目	当該他人に登記完了証が通知される (不登規183 I ②)。そして、この点を本問にあてはめると、 <b>登記完了証は被代位者である当該相続人に通知されるため、</b>	当該他人に <b>登記が完了した旨を通知しなければならない</b> (不登規183 I ②)。そして、この点を本問にあてはめると、 <b>登記が完了した旨を被代位者である当該相続人に通知しているため、</b>	25/3/19
33	問82 (H25-19-I) 解説 5 行目	その所有権の移転の登記がされた場合、 <b>官公署</b> の嘱託により抹消	その所有権の移転の登記がされた場合、 <b>裁判所書記官</b> の嘱託により抹消	25/5/21
47	問94 (H12-20-I) 解説 4 行目	規 3 ⑥)。	規 3 ⑦)。	26/3/18
97	問206 (R02-14-ウ) 解説 5 行目	抹消を <b>中訥</b> することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	抹消を <b>申請</b> することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	25/5/21
101	問216 (H25-13-ウ、R05-15-I) の解説	複数不動産に関する一括申請は、原則として、①登記所の管轄、②「登記の目的」、③「登記原因及びその日付」が同一である場合にすることができる (不令4)。本肢の場合は、②・③を充足しないので一括申請をすることができない。	一の申請情報によって申請をするためには、登記申請の当事者が同一でなければならないが、本肢の場合、登記の申請人が異なる。根抵当権の元本の確定の登記は、根抵当権者と設定者が共同して、又は根抵当権者が単独で申請するのに対し、代位弁済による根抵当権の移転の登記は、代位弁済をした者と根抵当権者が共同で申請する。したがって、登記の申請人が異なるため、これらの登記を一の申請情報で申請することはできない。	25/1/8
139	問335 (H14-27-フ) 解説 3 行目	規 3 ⑥)	規 3 ⑦)	26/3/18
294	問737 (H23-23-I) 問題 2 行目	あること又は <b>受記</b> 権利者本人であることの確認を怠って	あること又は <b>登記</b> 権利者本人であることの確認を怠って	25/5/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
295	問736 (H23-23-7) 解説 4 行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
297	問739 (H23-23-I) 解説 3 行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
297	問740 (H23-23-1) 解説 2～3 行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
301	問755 (H29-27-I) 解説 3 行目	記を申請した際の財率を控除した割合を	記を申請した際の税率を控除した割合を	26/3/18
363	問905 (H28-26-9) 解説 3 行目以降	と規定する。そして、157条3項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない(157I、不登規186)。	25/10/22

### 不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問26 (H11-18-9) 解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られる。本肢のCは、相続したBの持分については、74条2項の申請適格を満たさず、直接C名義の所有権の保存登記を申請することはできない。	25/4/17
11	問27 (H15-22-I) 解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られ、表題部所有者の相続人からの譲受人は含まれない。したがって、本肢のCは、自らを名義人とする所有権保存登記を申請することができない。	25/4/17
62	問154 (H11-20-I) 問題 5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
63	問154 (H11-20-I) 解説 5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
79	問198 (H22-15-I) 解説 2 行目	規3⑨)、	規3⑩)、	26/3/18
108	問291 (H10-20-1) 問題 2 行目	合において、当該共同担保物件の一部について	合において、当該共同担保物件の一部について	25/5/21
145	問377 (H16-20-I) 解説 1 行目	当初の確定期目前に根抵当権者と設定者との	当初の確定期目前に根抵当権者と設定者との	25/6/18
275	問706 (H29-26-9) 解説	103条1項は、委託者の住所「について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない」と規定しており、この登記の申請は、受託者の単独申請による。そのため、AとCが共同して申請する必要はない。	信託の登記において、委託者は登記事項(97I①)であり、当該登記事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない(103I)。したがって、委託者の変更の登記は、受託者が申請する。	25/1/8

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
289	問746 (R05-21-イ) 解説4行目以降	地目、地積、敷地権の種類及び割合を申請情報の内容とすることを要する(不登令3⑩へ)。したがって、本肢は、誤っている。	地目、地積を申請情報の内容とすることを要しない(不登令6Ⅰ③、不登規34Ⅱ)。ただし、敷地権の種類及び割合は省略することができないため、申請情報の内容とすることを要する(不登令3⑩へ)。したがって、本肢は、敷地権の種類及び割合についても省略することができる点で誤っている。	26/1/14

## 会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
58	問178 (H04-33-1) の問題1行目	払込期目前に発行された株券は、	払込期日前に発行された株券は、	25/6/18
133	問401 (H10-30-ア) の解説5～13行目	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した株主であり(469Ⅱ①)、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主(略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。)をいう(469Ⅱ②)。本肢では、簡易な事業譲渡を考慮しないことことから、469条1項かつ書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。そして、完全無議決権株式を有する株主であっても、株主総会を要しない場合には「反対株主」にあたりうることから、株式買取請求権を行使できないとは断言できないため、本肢は正しいとは言えない。	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した株主または当該株主総会において議決権を行使することができない株主(469Ⅱ①)であり、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主(略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。)をいう(469Ⅱ②)。本肢では、簡易な事業譲渡を考慮しないことことから、469条1項かつ書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。上記から、完全無議決権株式を有する株主は、「反対株主」にあたることから株式買取請求権を行使できる。よって、本肢は誤っている。	25/5/21
155	問468 (H13-28-5、H08-33-1、H18-31-ウ) の正誤	○	×	25/12/10
227	問699 (H10-33-ア) の解説	株主の権利行使に関する利益供与の禁止(120Ⅰ)に違反して利益を得た者は、株式会社に対し供与した利益の価格を返還しなければならない(120Ⅲ前段)。	株主の権利行使に関する利益供与の禁止(120Ⅰ)に違反して当該利益の供与をすることに関与した取締役は、株式会社に対して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う(120Ⅳ・会社法規21)。	25/10/22
353	問24 (H09-30-5) の解説1～2行目	事業の譲渡がされた場合、当事者間においては、特段の合意をしない限り、事業上の債務も譲受会社に移転するので、譲受会社が譲渡会社の商号を	事業の譲渡がされた場合、当事者間においては、債務引受の合意をすれば、事業上の債務も譲受会社に移転できる。譲受会社が譲渡会社の商号を	26/1/14

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	問35 (H06-32-2、H10-31-I、H21-32-ア) の問題 2 行目	に提出していた印鑑を	に提出していた印鑑を	25/9/10
307	問767 (H10-31-ウ) の正誤及び解説	○ 商号の譲渡による変更の登記は、譲渡人の承諾書及び商法15条 1 項の規定に該当することを証する書面を添付して譲受人から申請する (30 II)。そして、この承諾書について譲渡人が提出した印鑑と同一の印鑑での押印を要する (24㉔)。商号譲渡の真正の担保のためである。	× この譲渡人の承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない (商登規52の2本文)。ただし、当該承諾書に押印した印鑑と当該譲渡人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した印鑑の証明書を添付することを要しない (商登規52の2ただし書)。	25/6/18
315	問795 (H15-31-I) の解説 2 行目	また、承認が支配人を選任したときは、	また、商人が支配人を選任したときは、	25/7/9
347	問895 (H03-40-3) の解説	私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し(私学37 I)、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令 2 条 2 項 4 号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる (平17.3.3民商496号)。また、代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合において、理事長以外の理事が代表権を有するときは、当該理事の氏名、住所及び資格を登記する。したがって、代表権を有しない理事は登記されない。	私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し(私学37 VI)、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令 2 条 2 項 4 号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる (平17.3.3民商496号)。	25/6/18

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
230	問82 (H21-07-I) の問題 3 行目	買受人及び買受人から当該不動産の	買受人及び買受人から当該不動産の	25/11/12

刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
108	問123 (H20-25-ウ) の問題 1 行目	現金を詐取しようとした	現金を詐取しようとした	26/3/18

短答過去問集

令和7年度

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
56	問17のアの解説4行目以降	したがって、目的物を持参しなかったBに対し、Aが履行遅滞による損害賠償請求をするためには、Aが債務の履行の提供をすることを要する。判例は、Aが約定の期日に「代金支払の準備をして待っている」といった場合、現実の提供（民493本文）をしたものとされ、その提供に先立ってその日時をBに通知すること（いわゆる「口頭の提供」、民493ただし書）を要しないとされている（最判昭32.6.27）。	したがって、目的物を持参しなかったAに対し、Bが履行遅滞による損害賠償請求をするためには、Bが債務の履行の提供をすることを要する。判例は、買主が約定の期日に「代金支払の準備をして待っている」といった場合、現実の提供（民493本文）をしたものとされ、その提供に先立ってその日時を売主に通知すること（いわゆる「口頭の提供」、民493ただし書）を要しないとされている（最判昭32.6.27）。	25/12/10

2026書式ひな形集

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
36	「053 所有権移転失効の定め の廃止の登記」の変更後の事項	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め <del>の</del> 廃止	25/11/12
40	「060 相続放棄取消」の添付 情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証）（注1） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）（注1）	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）	25/7/9
41	上から5行目	（注1）登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	〈削除〉	25/7/9
105	「148 債務者の相続・合意の 登記後の追加設定」の添付情 報3～4行目	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） <del>前</del> 登記証明書 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	25/3/19

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	下から10行目	吸収合併所滅会社の株主総会議事録	吸収合併消滅会社の株主総会議事録	25/9/10

2026記述問題はじめの一步

記述問題はじめの一步

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	問題文上から3行目	確認を行い、別紙14のとおり	確認を行い、別紙9のとおり	25/10/22

2026記述解法マスター

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
26	上から1行目	別紙1	別紙2	25/9/10
26	下から8行目	(別紙1に関する別紙)	(別紙2に関する別紙)	25/9/10
77	解答例第3欄(3)の添付情報2行目	Eの登記原因証明情報	Eの登記識別情報	25/9/10

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	上から3行目	別紙9のほか、	別紙8のほか、	25/8/13
23	「⑤ 印鑑証明書」アの上から4行目	Aは令和8年4月20日の	Aは令和8年4月12日の	26/2/12

## 第2回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 13	第11問、(答案作成に当たっての注意事項) 5の1行目	別紙1から別紙12までに現れている	別紙1から別紙9までに現れている	26/3/18
解説冊子 109	第11問、(答案作成に当たっての注意事項) 5の1行目	別紙1から別紙12までに現れている	別紙1から別紙9までに現れている	26/3/18

## 第3回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 10	第10問、上から1行目	正しいものの組合せ	誤っているものの組合せ	26/2/12
問題冊子 22	第11問、別紙6に関する別紙の枠内3行目	1 被告は、甲土地の共有持分を放棄する。	1 被告は、乙土地の共有持分を放棄する。	26/2/12
解説冊子 171	第10問、上から1～2行目	正しいものの組合せ	誤っているものの組合せ	26/2/12
解説冊子 184	第11問、別紙6に関する別紙の枠内3行目	1 被告は、甲土地の共有持分を放棄する。	1 被告は、乙土地の共有持分を放棄する。	26/2/12

## 第6回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 9	第8問、問題1行目	正しいものの組合せ	誤っているものの組合せ	26/3/18
解説冊子 367	第8問、問題1行目	正しいものの組合せ	誤っているものの組合せ	26/3/18
解説冊子 402	第11問、「3 先例による制限」本文1行目	「支店」「支社」「支部」及び「出張所」	「支店」「支社」及び「出張所」	26/3/18

第7回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 8	第8問、肢ウ2～3行目	変更をしようとするときは、登録株式質権者は、当該定款変更の効力が生ずる日の前日までに、株券発行会社に対し、	変更をしたときは、略式質権者は、株券発行会社に対し、	26/3/18
問題冊子 8	第8問、肢エ	株券発行会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしたときは、略式質権者は、株券発行会社に対し、質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である株式を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。	株券発行会社が、株式の併合に際して、当該株式の全部について株券を発行していない場合であっても、会社法上の公開会社であり、かつ株主から株券不所持の申出がされていないときは、当該株式に係る株券を提出しなければならない旨の公告をしなければならない。	26/3/18
解説冊子 31	第8問、肢ウ2～3行目	変更をしようとするときは、登録株式質権者は、当該定款変更の効力が生ずる日の前日までに、株券発行会社に対し、	変更をしたときは、略式質権者は、株券発行会社に対し、	26/3/18
解説冊子 31	第8問、肢エ	株券発行会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしたときは、略式質権者は、株券発行会社に対し、質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である株式を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。	株券発行会社が、株式の併合に際して、当該株式の全部について株券を発行していない場合であっても、会社法上の公開会社であり、かつ株主から株券不所持の申出がされていないときは、当該株式に係る株券を提出しなければならない旨の公告をしなければならない。	26/3/18

第8回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 8	第7問、上から3行目	2ン（略）	2（略）	26/3/18
問題冊子 10	第9問、肢ウ2～3行目	あった者全員を代表取締役とする	あった者全員を代表清算人とする	26/3/18
問題冊子 15	第11問、別紙1「株式の譲渡制限に関する規定」の右欄	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	26/3/18
解説冊子 97	第9問、肢ウ3行目	あった者全員を代表取締役とする	あった者全員を代表清算人とする	26/3/18
解説冊子 106	第11問、別紙1「株式の譲渡制限に関する規定」の右欄	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	26/3/18

第9回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 3	第3問、肢イ3行目	できる旨の裁判をするには、	できる旨の裁判をした場合において、Cが甲建物に変更を加えるには、	26/3/18
問題冊子 16	第11問、【添付情報一覧】オ	登記識別情報（令和6年2月22日	登記識別情報（令和5年2月22日	26/3/18
解説冊子 147	第3問、肢イ3行目	できる旨の裁判をするには、	できる旨の裁判をした場合において、Cが甲建物に変更を加えるには、	26/3/18
解説冊子 148	第3問、肢イの解説下から1行目	をするには、他の共有者Aの	をした場合において、Cが甲建物に変更を加えるには、他の共有者Aの	26/3/18
解説冊子 176	第11問、【添付情報一覧】オ	登記識別情報（令和6年2月22日	登記識別情報（令和5年2月22日	26/3/18
解説冊子 193	第11問、解答例第4欄の添付情報	ア オ セ（Dのもの） セ（Fのもの）	ア オ セ（Dのもの） セ（Fのもの） サ（Bのもの）	26/3/18

第10回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解説冊子 251	第11問、上から1行目	令和8年6月6日変更	令和8年7月10日変更	26/3/18

2026実力確認答練

第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解説冊子 111	第31問、解答例第2欄2件目の「登記原因及びその日付」	令和4年10月27日 <b>変更</b>	令和4年10月27日 <b>住所移転</b>	26/3/18
解説冊子 111	第31問、解答例第2欄2件目の「上記以外の申請事項等」	変更後の事項 債務者 宇都宮市上田町四丁目2番1号 <b>D</b>	変更後の事項 債務者の <b>住所</b> 宇都宮市上田町四丁目2番1号	26/3/18
解説冊子 116	第31問、〈2件目の登記手続〉の「② 登記原因及びその日付」	② 登記原因及びその日付 令和4年10月27日 <b>変更</b>	② 登記原因及びその日付 令和4年10月27日 <b>住所移転</b>	26/3/18
解説冊子 116	第31問、〈2件目の登記手続〉の「③ 登記事項」	③ 登記事項 変更後の事項 債務者 宇都宮市上田町四丁目2番1号 <b>D</b>	③ 登記事項 変更後の事項 債務者の <b>住所</b> 宇都宮市上田町四丁目2番1号	26/3/18